

高梁川下流地域森林計画変更計画書

(高梁川下流森林計画区)

自 令和 3 年 4 月 1 日
計画期間

至 令和 13 年 3 月 31 日

(令和 5 年 12 月 28 日変更)

岡 山 県

令和2年12月25日付けで樹立した高梁川下流地域森林計画（計画期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和6年4月1日から効力を生ずるものとする。

目 次

I 計 画 の 大 綱

- 1 森林計画区の概況
現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
現行計画のとおり（略）

II 計 画 事 項

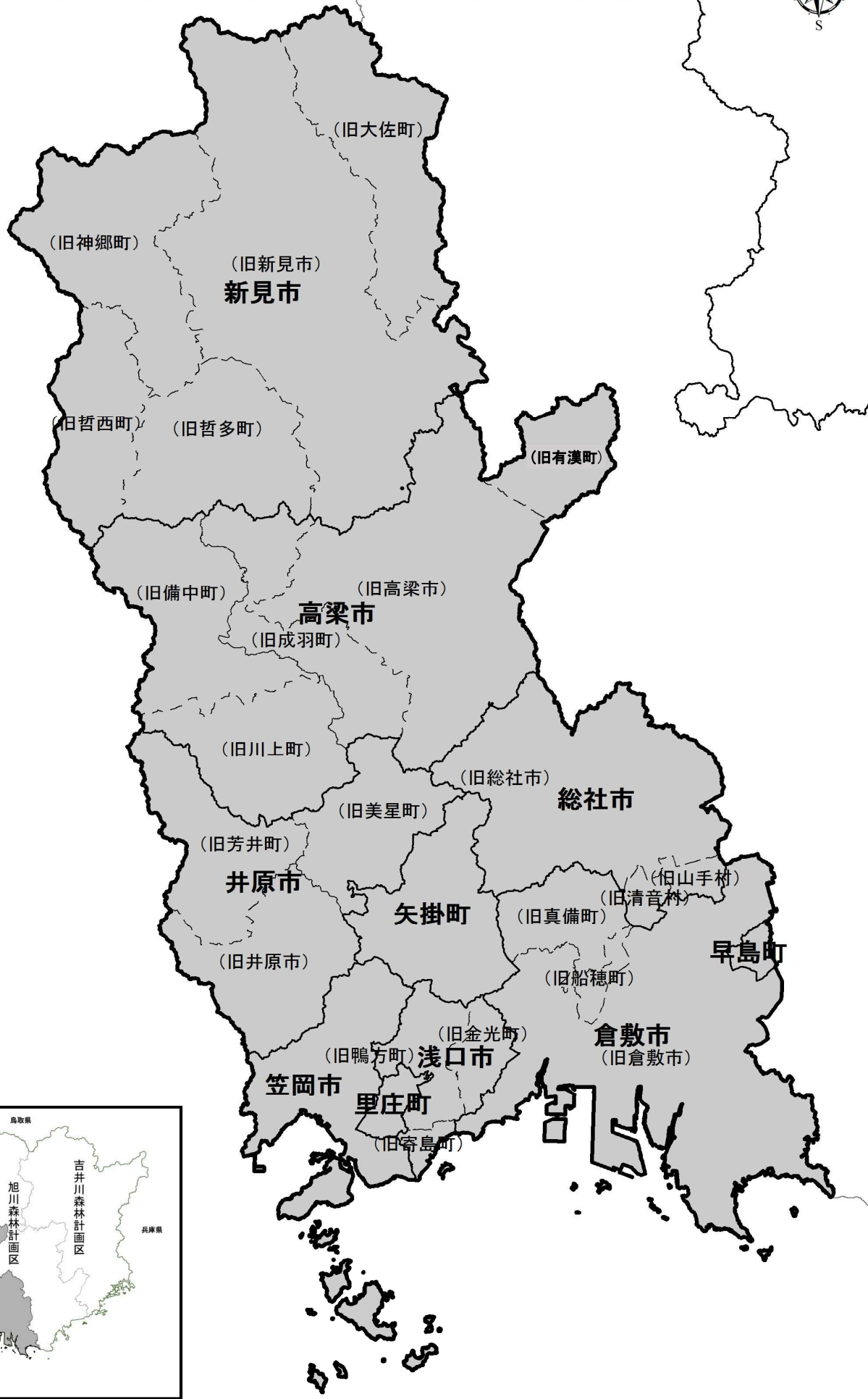
第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
	(3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項	3
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	4
	(1) 人工造林に関する指針	4
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	6
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 林産物の搬出方法等	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	7
	(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	7
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	7
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	9
	(4) その他必要な事項	

2	保安施設に関する事項	
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針 10
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等 11
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積 11
2	間伐面積 11
3	人工造林及び天然更新別の造林面積 11
4	林道の開設及び拡張に関する計画 12
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画 13
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 13
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量 14
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	
2	その他必要な事項	

Ⅲ 附 属 資 料

現行計画のとおり（略）

高梁川下流森林計画区位置図



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		153,612.41	森林法第5条第2項第1号の森林
市町村別 内訳	倉敷市	9,639.14	
	旧倉敷市	7,668.07	
	旧船穂町	106.56	
	旧真備町	1,864.51	
	笠岡市	5,040.28	
	井原市	15,806.07	
	旧井原市	4,785.79	
	旧美星町	4,728.82	
	旧芳井町	6,291.46	
	総社市	13,270.71	
	旧総社市	12,353.84	
	旧山手村	499.21	
	旧清音村	417.66	
	高梁市	41,731.10	
	旧高梁市	17,082.71	
	旧有漢町	3,224.49	
	旧成羽町	6,578.17	
	旧川上町	7,077.97	
	旧備中町	7,767.76	
	新見市	59,126.51	
	旧新見市	26,439.29	
	旧大佐町	8,710.42	
	旧神郷町	9,912.52	
	旧哲多町	8,328.37	
	旧哲西町	5,735.91	
	浅口市	2,832.09	
	旧金光町	770.54	
旧鴨方町	1,799.36		
旧寄島町	262.19		
早島町	69.67		
里庄町	383.35		
矢掛町	5,713.49		
再掲	備中県民局(地域事務所を除く)	22,979.52	
	備中県民局(井笠地域)	29,775.28	
	備中県民局(高梁地域)	41,731.10	
	備中県民局(新見地域)	59,126.51	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制度、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制度及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

【中略】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取組を推進する。

加えて、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

以下、現行計画のとおり（略）

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。さらに、花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進すること。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこと。

以下、現行計画のとおり（略）

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

【中略】

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽すること。

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500
	中仕立て	<u>3,000</u>
	疎仕立て	<u>2,000</u>
マツ	中仕立て	5,000
クヌギ	中仕立て	3,000

以下、現行計画のとおり (略)

3 間伐及び保育に関する事項

【中略】

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

【中略】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ	△	①	①	①	△	△											時期 6月～ 8月
	ヒノキ	△	①	①	①	△	△	△	△									
つる切り	スギ								← △ →			← △ →						
	ヒノキ									← △ →								
除伐	スギ								← △ →			← △ →						
	ヒノキ									← △ →			← △ →					

注) ○印 通常予想される実行標準 ○内の数は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

以下、現行計画のとおり（略）

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

【中略】

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

【中略】

ア 区域の設定の基準に関する指針

【中略】

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

【中略】

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

以下、現行計画のとおり（略）

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針

【中略】

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

【中略】

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

【中略】

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

以下、現行計画どおり（略）

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

【中略】

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

以下、現行計画のとおり（略）

2 保安施設に関する事項

【中略】

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムを設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

このような観点から、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

以下、現行計画のとおり（略）

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,549	2,488	61	1,169	1,108	61	1,380	1,380	0
前半5カ年の計画量	1,221	1,193	28	527	499	28	694	694	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	17,604
前半5カ年の計画量	8,964

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	2,937	1,109
前半5カ年の計画量	1,322	485

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設			拡張			
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装	備考
総数	12,590	0	12,224	366	97	39,026	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設別	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	国有林との連絡調整の必要の有無	備考
開設	自動車道	林道	開設総数	11路線	12,590				
			(新設)計	10路線	12,224				
			その他計	10路線	12,224				
			井原市	1路線	640				
			旧芳井町	池谷佐屋	640	35		無	
			計	1路線	640				
			新見市	5路線	8,580				
			旧新見市	金谷	2,000	51		無	
			計	1路線	2,000				
			旧大佐町	大井野雌山	1,410	46		無	
			計	1路線	1,410				
			旧神郷町	柳原	870	46		無	
			計	1路線	870				
	旧哲多町	大坊山	790	45		有			
	計	1路線	790						
	旧哲西町	吉ヶ谷	3,510	167		無			
	計	1路線	3,510						
	新設	林業専用道	井原市	1路線	504				
			旧芳井町	池谷佐屋	504	39		無	
			計	1路線	504				
			高梁市	3路線	2,500				
			旧高梁市	檜林	600	21	○	無	
			女郎池	900	24	○	無		
			計	2路線	1,500				
	旧成羽町	星原	1,000	120	○	無			
計	1路線	1,000							
改築	林業専用道	(改築)計	1路線	366					
		井原市	1路線	366					
		旧芳井町	池谷佐屋	366	39		無		
		計	1路線	366					
再掲		備中県民局(地域事務所除く)	0路線	0					
		備中県民局井笠地域事務所	3路線	1,510					
		備中県民局高梁地域事務所	3路線	2,500					
		備中県民局新見地域事務所	5路線	8,580					

第6 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林 <small>かん</small>	3	16	<u>15,986</u>	<u>15,986</u>	<u>14,943</u>
災害防備のための保安林	1	73	<u>6,190</u>	<u>6,171</u>	<u>1,227</u>
保健、風致の保存のための 保安林			863	846	613
計	4	89	<u>23,039</u>	<u>23,003</u>	<u>16,783</u>

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5カ年の計画地区数		
倉敷市					
旧倉敷市	1	1		森林整備	
	14, 15	1	1	森林整備	
	32	1	1	森林整備	
	37	1		森林整備	
	51	1	1	山腹工	
	53	1	1	山腹工	
	67	1		溪間工	
	70	1	1	溪間工・山腹工	
	71, 72, 73	3	3	溪間工・山腹工・森林整備	
	84	1		溪間工	
	91	1		山腹工	
	93	1		溪間工・山腹工	
	102	1	1	溪間工	
	108	1	1	溪間工	
	111	1		溪間工	
	112	1	1	溪間工・山腹工	
	113	2	2	溪間工・山腹工	
	114	1	1	溪間工・山腹工	
	115	1	1	溪間工	
	116	2	2	溪間工	
	118	1		溪間工	
	123	1	1	溪間工・山腹工	
	131	1	1	溪間工	
	142	1		山腹工	
	145	2		溪間工・山腹工	
	146	1		溪間工	
	147	1		山腹工	
	149	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	150, 151	2	1	山腹工	
旧真備町	14	1	1	溪間工・山腹工	
総社市					
旧総社市	1	1		山腹工	
	21	2	2	溪間工・山腹工	
	26, 35	1	1	森林整備	
	27	1		溪間工	
	34	1	1	森林整備	
	36	2	1	森林整備	
	48	1	1	森林整備	
	50	1		溪間工・森林整備	
	49~52	4		森林整備	
	63	1		山腹工	
	74	1		森林整備	
	75	1		森林整備	
	76	1		森林整備	
	82	1		森林整備	
	83	1		溪間工	
	104~107	3	3	森林整備	
	109, 110	2	1	森林整備	
	190	1	1	山腹工	
	191	1	1	山腹工	
	193	1	1	溪間工・山腹工	
	196	1	1	溪間工	
	209	1		山腹工	
旧山手村	2	1		溪間工	
笠岡市	1	1	1	山腹工	
	4	1	1	山腹工	
	9	1	1	山腹工	
	13	1		山腹工	
	38	1	1	山腹工	
	47	1		森林整備	
	48	1		溪間工	
	54	1	1	溪間工	
	55	1		溪間工	
	58	1	1	山腹工	
	60	1		森林整備	
	69	1		山腹工	
	81	1	1	溪間工	
	89	1		溪間工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
井原市						
旧井原市	1	1		溪間工		
	2	1	1	溪間工		
	40	1	1	山腹工・森林整備		
	43	1		山腹工・森林整備		
	44	1		森林整備		
	45, 46, 47, 50	4	4	森林整備		
	49	1	1	山腹工・森林整備		
	51	2	1	森林整備・山腹工		
	旧美星町	3, 4, 5	3	2	森林整備	
		7	1	1	森林整備	
		11, 12, 13	3	2	森林整備	
		20	1		森林整備	
		40	1	1	森林整備	
		50, 61	1	1	森林整備	
56		1		森林整備		
58, 59		1	1	森林整備		
63		1		森林整備		
65		1		森林整備		
68		1		森林整備		
71		1		森林整備		
77		1		森林整備		
81		1	1	森林整備		
82	2	2	森林整備			
旧芳井町	62	1	1	溪間工		
	74	1		森林整備		
	86	1		溪間工		
	89	1	1	森林整備		
	90	1	1	森林整備		
	95	1	1	森林整備		
100	1		森林整備			
108	1	1	溪間工・山腹工			
浅口市						
旧金光町	3	1	1	溪間工		
	4	1		溪間工		
旧鴨方町	5	1		溪間工		
	11	1	1	溪間工		
	12	1	1	溪間工・山腹工		
	19	1		溪間工		
里庄町	5	1		溪間工		
	6	1	1	溪間工		
矢掛町	5	1		森林整備		
	6	1		森林整備		
	10, 11	1	1	溪間工・山腹工		
	14	1		森林整備		
	20, 21, 22	3	3	溪間工		
	29	1		溪間工		
	37, 38, 39	3		溪間工		
	45	1		溪間工		
	47~50	5	5	森林整備		
	54	1	1	溪間工		
	57	1	1	森林整備		
	59	1	1	溪間工		
	63	2	2	森林整備		
	64	1		溪間工		
	69	1		森林整備		
	87	1		溪間工		
88	2		溪間工・森林整備			
90	1	1	森林整備			
94	1		溪間工			
97	1		溪間工			
99	1	1	溪間工			

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
高梁市						
旧高梁市	2	1		森林整備		
	11	1		山腹工		
	12	1	1	山腹工		
	49, 50	2	2	森林整備		
	53	2	2	山腹工		
	80	4	4	溪間工・山腹工		
	83, 84	1		山腹工・森林整備		
	146, 147, 148	3	3	山腹工・森林整備		
	161	1	1	溪間工・山腹工		
	167	3	2	溪間工・山腹工		
	209, 210	1	1	山腹工		
	254	1	1	溪間工・山腹工		
	261	1		溪間工		
	283	1	1	溪間工		
旧有漢町	9	1	1	溪間工		
	24	1		溪間工		
	27	1		山腹工		
旧成羽町	24	1	1	森林整備		
	28	1	1	溪間工		
	30	1	1	溪間工		
	32	2	2	溪間工		
	38	1	1	溪間工		
	46	1		山腹工		
	71	1	1	森林整備		
	73	1		森林整備		
旧川上町	84	1	1	溪間工		
	14	1		山腹工		
	44, 45	2		山腹工・溪間工		
	46	1		山腹工・溪間工		
	58	1		山腹工		
	80	1	1	山腹工・溪間工		
旧備中町	108	1		森林整備		
	110	1		森林整備		
	3	1		森林整備		
	7	1		山腹工		
	11	1	1	溪間工		
	22, 48	1	1	溪間工		
	25	1		山腹工		
	50	1	1	山腹工		
	62, 63	2		山腹工		
	71	1		溪間工		
新見市	75	1		森林整備		
	122	1		山腹工		
	134	1		山腹工		
	旧新見市	28	1		山腹工	
		32	1	1	山腹工	
		73	2	2	溪間工・山腹工	
		88, 89	2	2	溪間工	
		99	1		山腹工	
		102	1		山腹工	
		105	1	1	溪間工	
		111	1		溪間工	
		123, 124	2		山腹工	
		128	1		森林整備	
		134, 135	1	1	溪間工	
		153	1		溪間工	
		154	1		溪間工・森林整備	
		157	1		森林整備	
		182	1		山腹工	
		217	1		森林整備	
		252	1	1	溪間工	
257, 258		2	2	溪間工		
261		1	1	溪間工		
271		1		溪間工		
310	1		山腹工			
311	1	1	溪間工			
320	1	1	山腹工			
322	1		山腹工			
331, 332	1	1	溪間工			
336, 337, 338	1	1	溪間工			
444	1	1	山腹工			

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
旧大佐町	5	1	1	溪間工	
	54	3	2	溪間工・山腹工	
	58	1		森林整備	
	61	1		溪間工・山腹工	
	72, 73	1		森林整備	
	85	1	1	溪間工	
	252	1		山腹工	
	271	1		山腹工	
旧神郷町	12	1		溪間工・山腹工	
	20	1	1	溪間工	
	25, 27	1		森林整備	
	30, 31, 32	4	4	溪間工	
	44	1		森林整備	
	46	1	1	森林整備	
	47	1		溪間工	
	49	1		森林整備	
	53	1		森林整備	
	62	1	1	山腹工	
	65, 66	1		溪間工	
	72	1	1	溪間工	
	81	1		溪間工・山腹工	
	84	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	87	1		溪間工・森林整備	
	89	1		溪間工	
	94	1	1	溪間工	
	96	1		森林整備	
	106	1		森林整備	
	120	1		森林整備	
121, 122	1		森林整備		
123	1		溪間工		
126	1		森林整備		
137	1		山腹工		
旧哲多町	9	1	1	溪間工	
	22	1	1	山腹工	
	57	1		森林整備	
	105	2		森林整備	
旧哲西町	4, 11	1	1	山腹工	
	24	1		森林整備	
	72	1		溪間工	
合計		292	149		
再	備中県民局（地域事務所除く）	67	35		
	備中県民局（井笠地域事務所）	93	51		
	備中県民局（高梁地域事務所）	56	31		
掲	備中県民局（新見地域事務所）	76	32		